

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和5年度】

令和7年3月
厚木市市民協働推進委員会

令和5年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	1 自治会では役員の担い手不足の問題があると思います。 2 自治会未加入者に自治会に加入するメリットをもっと知っていただきたいと思います。

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	☐ 妥当 ☒ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	1 厚木市は施設が充実しています。子育て世代だけでなく、高齢者の生き生きとした地域づくりにつながっていると感じますので、地域集会施設に関する支援は今後も継続していただきたいと思います。 2 高齢者が増加している状況も踏まえ、地域福祉推進委員会への金銭的支援を強化する必要があると感じます。 3 民生委員の高齢化が進んでおり、これまでと同じ活動は難しくなっています。今後のことをよく考えていただきたいと思います。

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に對して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【市民協働推進委員会】

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。